

タイトル 県内2例目！遠隔相談窓口サービスを開始！

12月から各支所に遠隔相談窓口システムを設置し、テレビ会議形式で本庁職員が直接相談などに対応できるようになります。本事業は、五島市に続き県内2例目の実施となります。

システム利用開始に合わせて、松本市長が実際に窓口にてシステムを利用します。

記

■日時 12月1日(月)午前11時～

■場所 市役所西有家庁舎 1階西有家支所

■遠隔相談窓口のメリット

- ・市役所本庁までの移動負担の軽減
- ・書類を見せながら相談が可能
- ・書類を提出する前に記載内容の確認が可能
- ・将来的な行政サービスの提供維持

※システムの詳細は、別添チラシをご覧ください。

本事業は、国の支援措置である「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型TYPE1)」を活用して実施しています。

担当部署	総務部防災課DX推進班	担当者	小谷 深堀 小関
直 通	0957-73-6622	E mail	dx@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

支所へ・本庁間

遠隔相談窓口システム

令和7年12月からサービスを開始します。



令和7年12月から各支所に遠隔相談窓口を設置し、テレビ会議形式で本庁職員が直接対応できるようになります。

本庁舎まで行くことなく、最寄りの支所で相談などができます。

遠隔相談窓口とは

離れた場所にある担当課(本庁)の職員とモニター越しに行政相談や各種手続きができます。

- ・設置してある「書画カメラ」で、身分証明書の確認や申請書の内容を確認することができます。
- ・モニターに記入例や作成中の申請書を映し出し、職員と共有することができます。
- ・複数の課に用件があるときは、そのまま他の課の担当者に転送することができます。
- ・対応する職員が端末を操作しますので、市民の皆様の操作は必要ありません。



全8支所に設置

注意事項

- ・利用時間：平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時
- ・証明書発行など、一部対応できない手続や相談内容があります。
- ・性質上、モニター越しでは困難な相談等は対応できません。
- ・本庁窓口の混雑等により、つながるまでお時間をいただく場合がございます。

遠隔相談窓口システムの利用方法



- ・窓口システムが設置してあるブースまで職員がご案内します。
 - ・機器の操作は、支所の職員がサポートしますので、お気軽にご利用ください。
- ① 支所から希望部署への接続
 - ・モニターに表示された課名から、希望する部署を選んでタッチしてください。
 - ② 手続き・相談を行う
 - ・本庁の担当職員と、テレビ電話でつながります。
 - ・お互いの顔が見えるため、安心してやり取りできます。
 - ③ 申請書などの書類の確認を行う
 - ・手元の書類を映し出すことができるため、スムーズに手続きや相談を進めることができます。

遠隔相談窓口のメリット

- ・市役所本庁までの移動負担の軽減
- ・書類を見せながら相談が可能
- ・書類を提出する前に記載内容の確認が可能
- ・将来的な行政サービスの提供維持

対象手続き等(一例)

- 戸籍住基に関する問合せ
- 税関係
- 福祉相談
- 健康相談 など

詳しい内容は、各担当課にお尋ねください。